

静岡県教育委員会訓令甲第3号

本 庁  
各教育事務所  
各教育機関  
各県立学校

静岡県教育委員会処務規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
<p>(サービスの宣誓)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により提出された宣誓書は、人事主管課長が整理保管する。</p> <p>(職員の事故等の報告)</p> <p><b>第25条</b> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><b>第26条</b> (略)</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により提出された宣誓書は、人事主管課長が整理保管する。<u>ただし、現地機関及び県立学校における新規採用の職員（所長、館長及び校長を除く。）のうち、臨時的に任用されたものに係る宣誓書にあつては、当該職員の上級の公務員が整理保管する。</u></p> <p>(職員の事故等の報告)</p> <p><b>第25条</b> (略)</p> <p><u>(会計年度任用職員の服務)</u></p> <p><b>第26条</b> <u>会計年度任用職員（地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の服務は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の特性等を考慮して、別に定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><b>第27条</b> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。